

個人 7

受 令和 5 年 6 月 7 日  
付 午前・~~午後~~ 4 時 58 分

一般質問（代表・個人） 通告書

令和 5 年 6 月 7 日

尾張旭市議会 議長 殿

氏 名 榊原利宏

尾張旭市議会会議規則第 50 条第 1 項の規定により 6 月定例会において別紙のとおり質問したいので通知します。

なお、質問事項の件数及び質問方法は、下記のとおりです。

記

1 質問事項 4 件

2 質問方法

	1 回目 一括質問、一括答弁 再質問以降 質問事項（大項目）ごとの一問一答
○	1 回目から 質問事項（大項目）ごとの一問一答

↑ 選択する方法に○を付す。



質問事項 No. <u>1</u>	第六次総合計画における人口目標について
要 旨	<p>(1) 第五次総合計画の計画人口達成の要因について 第五次総合計画の計画人口目標の84,000人は計画年度より早く達成した。この要因は何だったと考えるのか。</p> <p>(2) 第五次総合計画の自然動態結果と「働きながら子育てしやすいまちをめざす」方針実践について この10年間の出生数はH11年（1999年）891をピークに減少し、計画初年度のH26年（2014年）は出生649人で死亡649人、自然増0。以降出生数は減少傾向をたどり令和3年は出生数610死亡819で自然増はマイナス209と大きい。第五次総合計画「第3章 計画人口実現のためのチャレンジ」では、「チャレンジ2、働きながら子育てしやすいまちをめざします」がある。出生数との関連では、この項目の実践とその結果をどう見ているのか。</p> <p>(3) 第六次総合計画で掲げる出生率目標について H28年3月に策定した「人口ビジョン」では、「国が目標として示している2025～2030年頃に出生率1.8、2035～2040年に出生率2.07を実現するものとしてシミュレーションしたものがケース4（出生回復型）となります。この場合、生産年齢人口と幼年人口は2030年頃から減少から抜け出して、横ばいとなり、総人口は全体を通じて横ばいとなります。」としている。最新の出生率はどうであり、第六次総合計画での出生率の目標はどのようなのか。</p> <p>(4) 第六次総合計画で掲げる出生率アップの方策について 「人口ビジョン」では、「2060年までの人口推計におけるケース4（出生率2.07までの回復及び転入数の維持）の人口（約79,000人）が実現されることで、人口規模の維持だけでなく、生産年齢人口の維持及び高齢化率の低下につながるため、これを本市においていきいきとした社会が実現されるための人口の目安とし、様々な施策を実施します。」とある。第六次総合計画の10年で出生率アップに向けてどのような方策をとるのか。</p>

※ 申し合わせ事項に留意する。

質 問 事 項  No. <u>2</u>	保育士の配置基準の改善について
要  旨	<p>「働きながら子育てしやすいまちをめざす」という立場から保育士を増やして、待機児童の解消や育児休業からの円滑な復帰を図っていくべきと考える。</p> <p>(1) 1・2歳児を5:1にした理由と効果について 本市は保育士の配置基準について、1・2歳児だけは国基準「6:1」に対して「5:1」としている。なぜこうしたのか、1・2歳児のみ国基準を上回る保育士の配置を行っているが、このことの意味や効果について伺う。</p> <p>(2) 5:1の人件費について 1・2歳児の保育士配置を5:1としているが、6:1と比べて人件費はどのくらいかかるのか。</p> <p>(3) 今年度政府予算に盛り込まれた加算の影響について 保育士の配置基準の改善は保育の質の向上、保育士の労働環境の改善につながり、ひいては「働きながら子育てしやすいまち」につながっていく。2歳児で効果が確かめられているのであれば、配置基準を独自に改善して充実する保育をするべきと考える。ところが、2歳児以外の年齢は国基準どおりであり長期にわたって改善されていない。そういう中、今年度政府予算案では、チーム保育推進加算の充実として13億円が計上され、4・5歳児30:1を25:1に配置した場合に運営費を加算するという。要件が様々あり、これを名古屋市内に当てはめると私立保育所354園中23園しかないという。本市内の公立、私立含めてどのようなことになるのか。また、政府の本年度の計画の枠内でも、配置見直しはやるべきではないか。</p> <p>(4) 配置基準の改善と保育園新設について 政府が今回のようなチーム保育推進加算の充実ではなく、配置基準の見直しを決めた場合、保育士の確保策とともに保育園を増やす必要がある。第六次総合計画ではこの点も視野に入れるべきではないか。</p>

※ 申し合わせ事項に留意する。

質問事項 No. 3-1	給食費無料化＝無償化について
要 旨	<p>(1) 就学支援と出生数について            第五次総合計画では、「子育ての経済的負担の軽減」がうたわれている。「就園・就学の支援」(p57)である。しかし、いずれも収入や所得の制限がある施策ばかりであり、出生数が増加に至らない原因がここにあるのではないか。</p> <p>(2) 学校給食費無償化は自治体の政策判断との認識について            今回、学校給食費無料化＝無償化を取り上げるもう一つの側面は、子どもの学び成長する権利を保障するという立場から、全部の児童生徒を対象に無償にしようとするものである。学校給食法では食材費は父母負担とするものの、政府は「自治体が補助することを妨げるものではない」と答弁している。無償にするかどうかは、自治体の政策判断によるということであり、本市の教育委員会の場で教育部長もそのように発言している。そこで改めて伺うが、本市の認識もそのようによいか。また、収入や所得に関係なく全ての児童・生徒を対象に全額を無償化できるものと考えているか。</p> <p>(3) 学校給食費の金額について            内閣府の「少子化社会に関する国際意識調査」(2020年)によると、「あなたの国は子育てしやすい国ですか?」という問いに、「とてもそう思う」と答えた人はわずか4.4%でフランス25.5%、ドイツ26.5%、スウェーデン80.4%と比べてダントツに低い。「育児を支援する施策として何が重要ですか?」への回答では、日本のトップは「教育費の支援、軽減」69.7%、2位が「子育ての経済的負担の軽減」49.3%、3位「雇用の安定」45.4%である。第六次総合計画では、少子化克服のために教育費の負担軽減が喫緊の課題である。給食費は小学校・中学校それぞれ年間いくらになるのか。</p>

※ 申し合わせ事項に留意する。

質問事項  No. 3-2	給食費無料化＝無償化について
要                旨	<p>(4) 無償化の業務への影響について</p> <p>平成28年度の市答弁によると、小中学校で保護者が負担する費用は1人当たり小学生で年間約6万3千円、中学校では約7万7千円だという。今日的にはもう少し高額になるのではないかと思うが、給食費の無料化＝無償化の効果は大きい。現在の給食費は公会計化されて引き落としになっている。給食費の徴収に係る事務費はいくらか。未納の対応もなくなる。市の業務への効果は大きいと考えるがどうか。</p> <p>(5) 食物アレルギーで弁当持参の家庭への対応について。</p> <p>市は無償化しない理由として、食物アレルギーのために弁当持参の家庭への対応をあげている。食物アレルギーを有する児童生徒に対する政府の対応指針では、給食を提供するのが原則であるとしている。ならば無償化した場合には、食物アレルギーのため弁当持参の子どもの家庭には、給食費相当を給付する以外にないのではないか。</p> <p>(6) 給食費無償化の少子化克服における位置付けについて</p> <p>政府が給食費無償化を少子化対策の一つとして検討課題に掲げた。政権党の幹部が「交付税でやる」と言い出した。これは自治体が先行してやってきたからこそである。国の制度化を求めつつも、自治体実践してこそ実現の道が開ける。先行自治体では、経済的支援として期間限定で実施しているところもある。給食費無償化を少子化克服に向けた実践課題と位置付けて、実施を決断し財源確保を進めるべきではないか。</p>

※ 申し合わせ事項に留意する。

質 問 事 項  No. <u> 4 </u>	自衛官募集の個人情報保護について
要  旨	<p>本市は今年度から自衛隊からの求めに応じて今年度中に18歳になる男女の名簿について電子データで自衛隊に提供している。中学校卒業の男女については名簿を閲覧している。</p> <p>個人情報保護法が改正され、自治体の条例は廃止となり、この法律にリセットされた。本市が電子データでの名簿提供を行ったことは、「自分の個人情報を勝手に自衛隊に渡してほしくない」という若者の権利を侵害するものだ。</p> <p>(1) 電子データ提供の理由について。</p> <p>住民基本台帳法第11条第1項は「住民基本台帳の一部の写し」を当該国又は地方公共団体の機関の職員で当該国又は地方公共団体の機関が指定するものに閲覧させることを請求することができる」と述べて、「閲覧」しか認めていない。一部の写しを提供することは違法ではないか。今年度、18歳になる男女の名簿を電子データで提供したのはなぜか。</p> <p>(2) 除外申請について</p> <p>個人情報の保護の観点から、「自衛隊に情報提供をやめてほしい」という方に対し、他の自治体で導入している「除外申請」の制度を創設するべきではないか。</p>

※ 申し合わせ事項に留意する。